人事異動

財務省

飯島　彰己　松本　正義

日本銀行参与に任命する（各通）（六月四日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　太田　健介

東京地方裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　本吉　弘行

東京家庭裁判所判事に補する

東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

兼ねて東京地方裁判所判事に補する

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

立川簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　安岡美香子

東京高等裁判所判事に補する

知的財産高等裁判所勤務を命ずる

同　高津戸拓也

前橋家庭裁判所判事に補する

前橋家庭裁判所太田支部勤務を命ずる

兼ねて前橋地方裁判所判事に補する

前橋地方裁判所太田支部勤務を命ずる

太田簡易裁判所判事に補する

千葉家庭裁判所判事・千葉簡易裁判所判事　菅家　忠行

東京高等裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する

千葉家庭裁判所判事　田中　智子

部の事務を総括する者に指名する（以上五月三十日）

判事兼簡易裁判所判事　寺本　昌広

広島高等裁判所判事に補する

広島高等裁判所松江支部勤務を命ずる

広島高等裁判所松江支部長を命ずる

松江簡易裁判所判事に補する

簡易裁判所判事兼判事　前田　英子

沼津簡易裁判所判事に補する

沼津簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

静岡地方裁判所判事に補する

静岡地方裁判所沼津支部勤務を命ずる

静岡地方裁判所沼津支部長を命ずる

兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する

静岡家庭裁判所沼津支部勤務を命ずる

静岡家庭裁判所沼津支部長を命ずる

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　古谷健二郎

東京地方裁判所判事に補する

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

兼ねて東京家庭裁判所判事に補する

東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる

立川簡易裁判所判事に補する（以上六月二日）

○定年退官

簡易裁判所判事内山修は六月一日限り定年退官

愛知県

○監査委員選任

稲本和仁委員及び島倉誠委員は、五月二十一日辞職し、同月二十二日次の者が選任された。

監査委員　寺西　睦

同　石塚吾歩路

○議長選挙

直江弘文議長は、五月二十二日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　川嶋　太郎

○副議長選挙

新海正春副議長は、五月二十二日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　南部　文宏

福岡県

○議長選挙

江口善明副議長は、五月十六日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　中尾　正幸

名古屋市

○議長選挙

田中里佳議長は、五月二十日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　西川ひさし

○副議長選挙

田邊雄一副議長は、五月二十日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　うえぞの晋介

○監査委員選任

松井よしのり委員及び森ともお委員は、五月二十二日辞職し、同日次の者が選任された。

監査委員　金庭　宜雄

同　塚本つよし

京都市

○監査委員選任

山本惠一委員及び青野仁志委員は、五月二十六日辞職し、同月二十七日次の者が選任された。

監査委員　西村　義直

同　隠塚　功

○議長選挙

西村義直議長は、五月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　下村あきら

○副議長選挙

平山よしかず副議長は、五月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　吉田　孝雄

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ガボン大統領ブリス・クロテール・オリギ・ンゲマ閣下の大統領就任につき、六月三日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月六日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号

(三) 占用を制限する区域　区域

阿賀野市寺社字鴨深甲三一二四番一から同市窪川原字柳島五二六番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　備考

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月七日

(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月六日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘